

令和2年9月に海難審判所で言い渡された裁決22件が、ホームページに掲載されました(令和2年11月)

区分	海難審判所(東京) 1件 1隻	地方海難審判所(函館2、仙台3、横浜4、神戸2、広島3、門司4、長崎2、那覇1) 21件 27隻
海難種類(件)	* 火災1 計1件	乗揚7、衝突6、衝突(単)4、死傷等2、転覆1、施設等損傷1 計21件
関係船舶(隻)	モーターボート1 計1隻	漁船8、モーターボート5、貨物船4、旅客船3、遊漁船3、引船2、油送船1、遊漁船1 計27隻
死傷等(件)	なし	死亡1、負傷16 計17人

上記のうち、神戸、門司両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 大阪湾南部で、漁船がえい網している漁具と貨物船とが衝突した事例

漁船が、いずれ相手船が自船の進路を避けると思い、また、貨物船が、他の漁船や遊漁船に気を取られて漁船の進路を避けずに航行を続け、直前に互いに転舵して船体同士の衝突は避けたものの、漁船の漁具と貨物船とが衝突した

② 福岡県博多港で、モーターボートが干出浜に乗り揚げた事例

水深などを把握していなかった海域に向けて針路を定めた際、水路調査を十分に行わず、干出浜に向首進行した

* 海難審判所(東京)の火災事件は、保険金詐欺の目的による放火によって発生したもので、受審人の小型船舶操縦士の免許が取り消された事例

海難防止への
インフォメーション

① 漁船A(4.8ト)漁具・貨物船B(107,054ト) 衝突事件

(追い越す態勢の貨物船が、漁船の進路を避けず、漁船がえい網する漁具と貨物船とが衝突した)

【海難概要】 大阪湾南部において、共に北上するえい網中の漁船A(4.8ト,2人乗組)の漁具(長さ約400mの網)と貨物船B(107,054ト,鉱石173,151ト積載,水先人乗船,23人乗組)の舵板前部とが衝突、A船が漁具に引かれて転覆し、船内に残された甲板員が溺死した

《航法の適用》

- ・衝突地点付近は海上交通安全法の適用海域であるが、同法には適用される航法規定がないので、**海上衝突予防法(予防法)**が適用される
- ・A船は漁ろう中であつたが、B船がA船を追い越す態勢であつたため、**予防法第18条(各種船舶間の航法)**に優先し、**第13条(追越し船の航法)**が適用される

《原因》

B船：A船を追い越すB船が、***動静監視不十分で、A船を確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまで、その進路を避けなかった** [主因]

A船：**警告信号を行わず、(速やかに行きあしを止めるなど)衝突を避けるための協力動作をとらなかった** [一因]

* 相手船の存在は認識していたが、衝突のおそれがあるかどうか、方位の変化等確かめなかった

《背景》

B水先人：衝突の約10分前にA船を視認し、同船が底びき網漁に従事している漁船であると判断していたが、**他の漁船や遊漁船に気を取られ、A船と衝突のおそれある態勢で接近することに気付かなかつた**

A船長：**鼓型形象物を表示して操業中なので、いずれB船が自船の進路を避けると思っていた**
(裁決は、B船が漁ろう船であることではなく、追い越される船舶であることを根拠として、航法を決定した)

【発生日時】

平成30年12月21日
08時35分少し過ぎ

【発生場所】

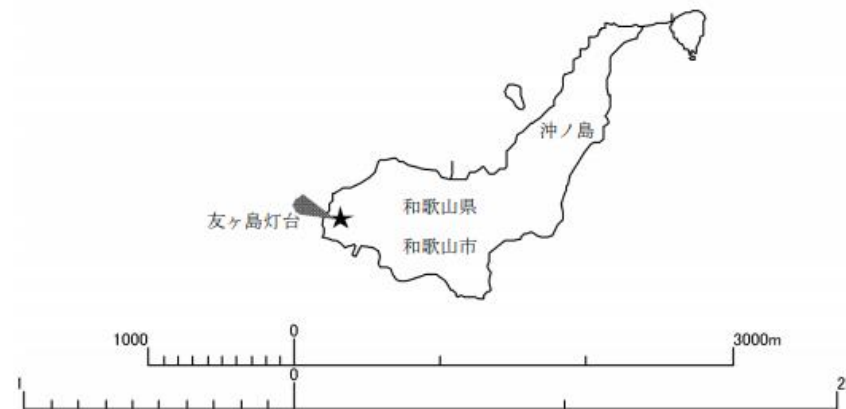
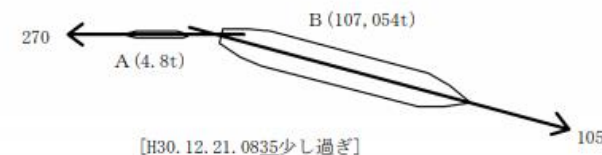
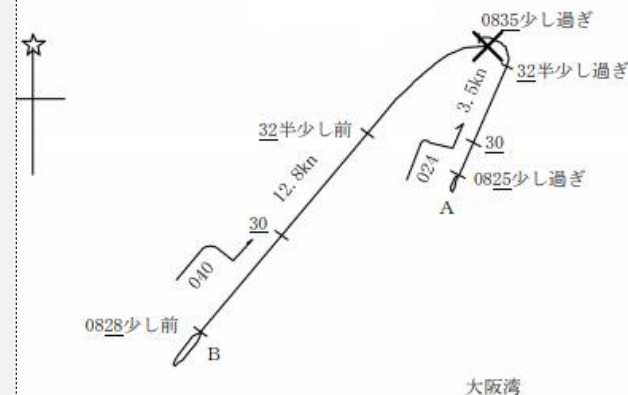
大阪湾南部

【死傷者】

死亡1人(A船甲板員)

【損傷等】

A船：漁具に引かれて転覆
機関に濡損等
B船：舵板前部に擦過傷



【受審人等】

《懲戒》

(B船) 水先人【水先人を廃業したので受審人ではなく**指定海難関係人に指定され、懲戒の対象外**】

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

海難防止への
インフォメーション

② モーターボートA(11ト) 乗揚事件

(博多港内で、鵜来島南方海域の干出浜に向首進行して乗り揚げた)

【海難概要】 福岡県博多港第3区において、モーターボートA(11ト)、旅客14人乗船[定員11人],1人乗組)が、港内遊覧を終えてマリナーに帰航する際、鵜来島南方の干出浜に乗り揚げた

(関連情報)

- ・鵜来島南方海域は、*干出浜南縁が浅水域に接続して**全域が浅所**になっていた
- ・船長は、鵜来島南方海域を経由することを思い立ったが、水深などの水路状況を把握していなかった
- ・GPSプロッターの画面を拡大表示すると、干出浜を含む浅所が表示された
- *干出:最低水面と最高水面との間にある部分

【発生日時】

令和元年9月7日16時40分

【発生場所】

福岡県博多港第3区

【死傷者】

なし

【損傷等】

船底外板に擦過傷
両舷プロペラ翼曲損及び欠損
両舷プロペラ軸曲損

《原因》

A船: 鵜来島東方沖合で、同島南方海域に向けて針路を定めた際、水路調査が不十分で、拡張する干出浜に向首進行した

- ・船長は、水深などの鵜来島南方海域の水路状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターの画面を拡大表示として浅所の有無を確認するなど、水路調査を十分に行うべきであった

《背景》

- ・船長は、鵜来島南方海域の幅が広いので、中央付近であれば無難に航行できると思っていた
- ・当時、潮候は上げ潮の末期であった(干出浜の大部分は水面下になっていた)

【受審人】

《懲戒》

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

